

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況について（平成１８年度）

目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

調 査 対 象

４７都道府県、１５政令指定都市及び１８２８市（区）町村（平成１８年４月１日現在）
（注）政令指定都市を除く市（区）町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

調査基準日

原則として平成１８年４月１日現在だが、調査項目によっては各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。詳細は各集計表を参照のこと。

その他

- ・ 本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方自治体の定員となっている職員。国家公務員の身分で自治体に出向している職員などは含まない。
- ・ 管理職のうち一般行政職の定義は、総務省「地方公務員団体定員管理調査」、「地方公務員給与の実態」の概念と一致させており、税務職、研究職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職等以外の職員を指す。

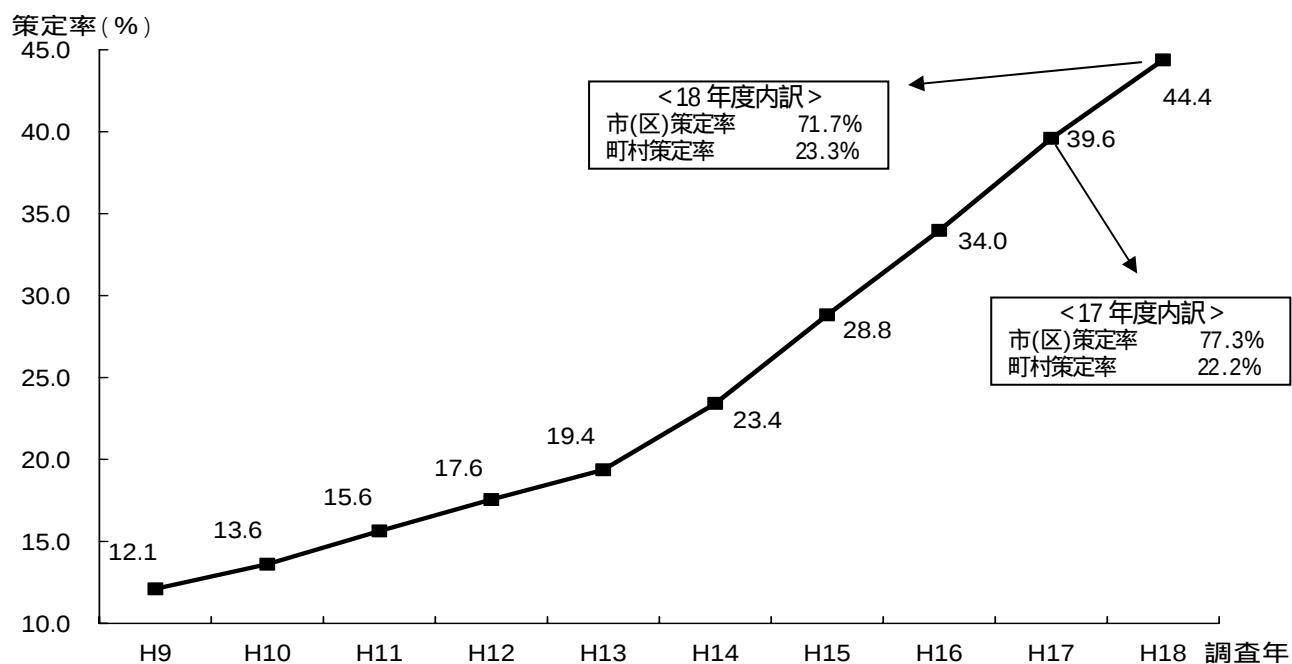
調査結果の概要

1. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県、政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定している〔P9 集計表 1 - 1〕。市（区）町村で計画を策定している自治体は 44.4% となり、増加している。策定率の内訳をみると、市（区）は 71.7% と高いが、町村は 23.3% である（図 1）。

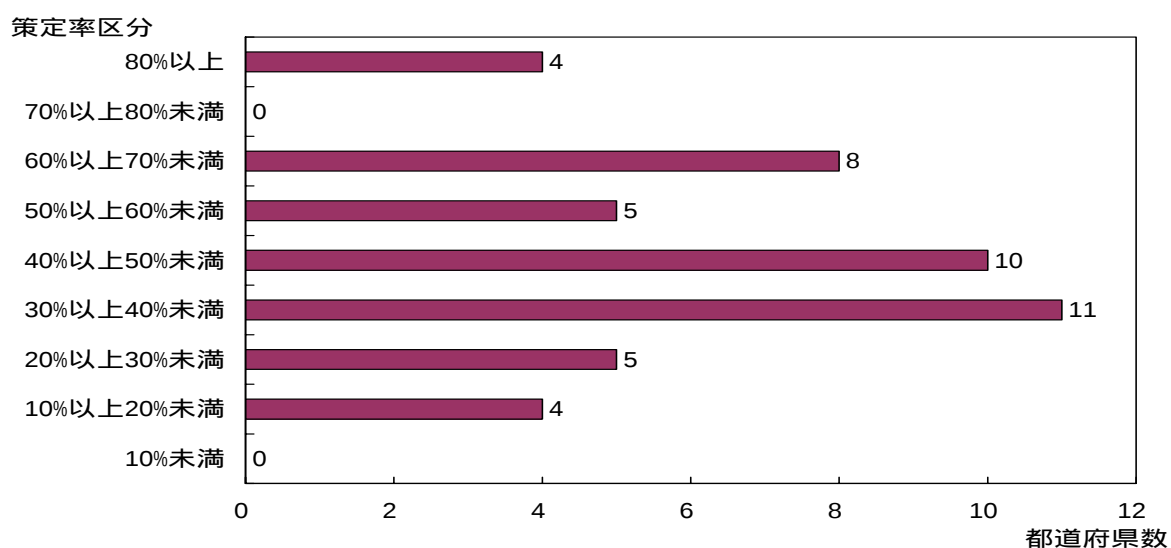
また、計画を作成検討中の市（区）町村は 38.1 自治体（20.7%）となっている〔P10 集計表 1 - 2〕。

図 1 市（区）町村における男女共同参画計画の策定率の推移



都道府県別にみると、市（区）町村の計画策定状況には依然として差がみられるものの、その差はやや縮小している（図 2）。

図 2 都道府県における管内市（区）町村の計画策定率の分布



< 参考 > 管内市（区）町村の計画策定率が 80% 以上の府県

大阪府（95.3%）神奈川県（91.4%）埼玉県（85.9%）東京都（80.6%）

2. 男女共同参画に関する条例

平成17年度中に80市(区)町村で新たに男女共同参画に関する条例が制定されるなど進展がみられた(図3)。

都道府県及び政令指定都市でみると、46都道府県及び全政令指定都市で条例が制定されている〔P11集計表2-1〕。

市(区)町村についてみると、市(区)では条例を制定している自治体は29.7%、町村では5.3%となっている〔P12集計表2-2〕。今後の検討状況をみると、市(区)の38.4%、町村の27.0%が検討を予定している(図4)。

図3 地方自治体における男女共同参画に関する条例制定状況

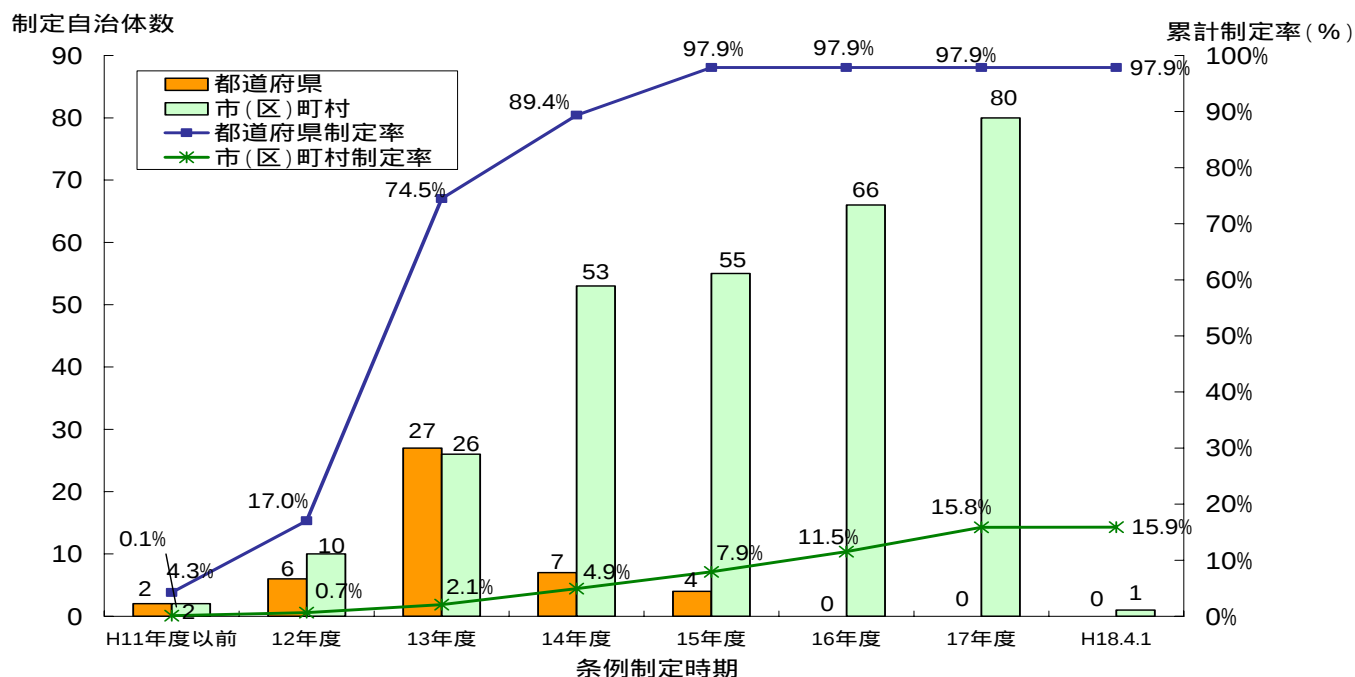
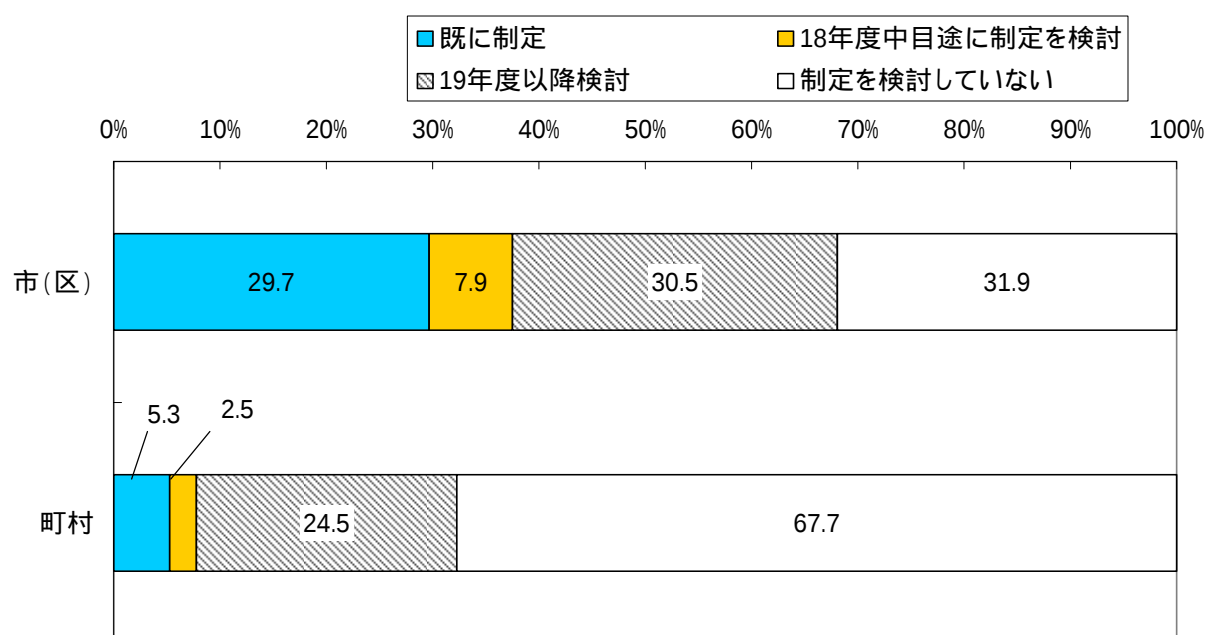


図4 条例制定の検討状況



3 . 推進体制

男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、全ての都道府県、政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議は34道府県が知事を、10府県が副知事を長としており、政令指定都市では8市が市長を、6市が副市長（又は助役）を長としている〔P13、P14 集計表3 - 1、3 - 2〕。

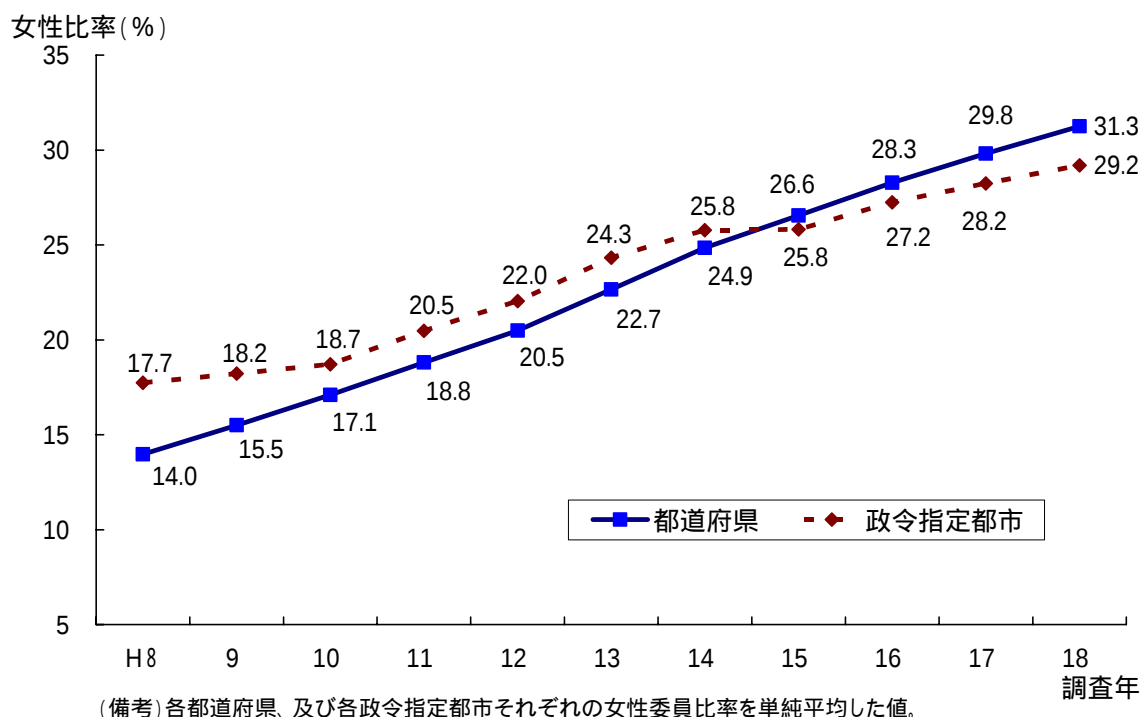
市（区）町村についてみると、行政連絡会議が設置されている割合は37.5%、諮問機関・懇談会が設置されている割合は36.1%となっている〔P15 集計表3 - 3〕。

4 . 審議会等委員への女性の登用

女性の登用目標の対象となる審議会委員の女性比率は、都道府県で平均31.3%、政令指定都市で29.2%となり順調に増加している（図5）。30%以上の自治体が6割を超えるなど全体に進展はみられるが、先進的な自治体で40%を超える一方、25%未満の自治体も残っており、自治体間の格差が広がっている（図6）。

女性の登用方策として、ほとんどの都道府県、政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、約9割が委員の公募、7割近くが人材育成事業を実施している〔P17 集計表4 - 2〕。

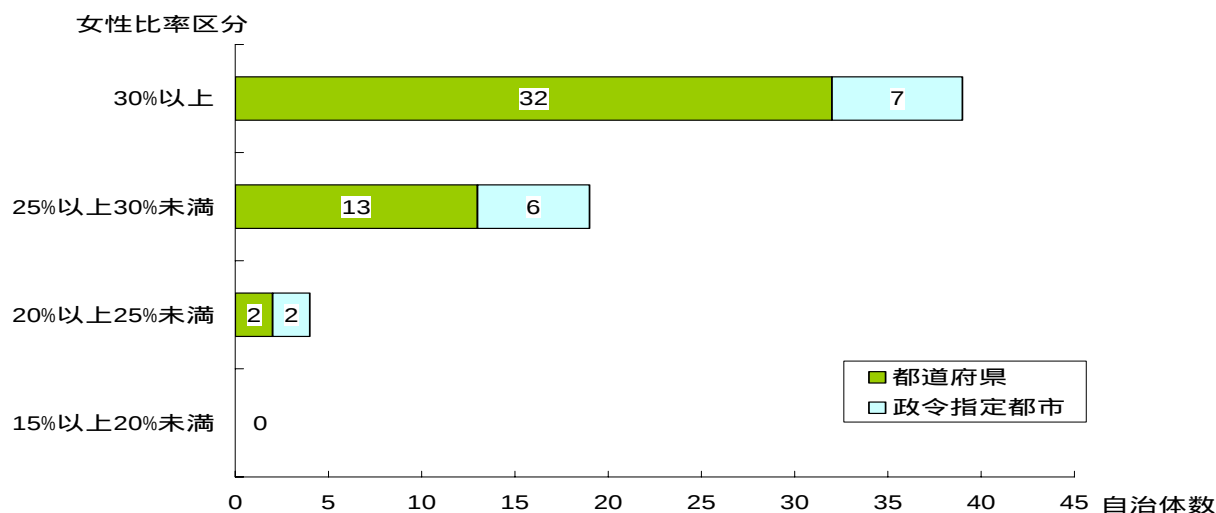
図5 都道府県・政令指定都市における審議会等委員の女性比率の推移



< 参考 >

国の審議会等委員女性比率（平成18年9月30日現在） 31.3%

図6 各都道府県・政令指定都市の登用目標の対象である審議会等委員の女性比率

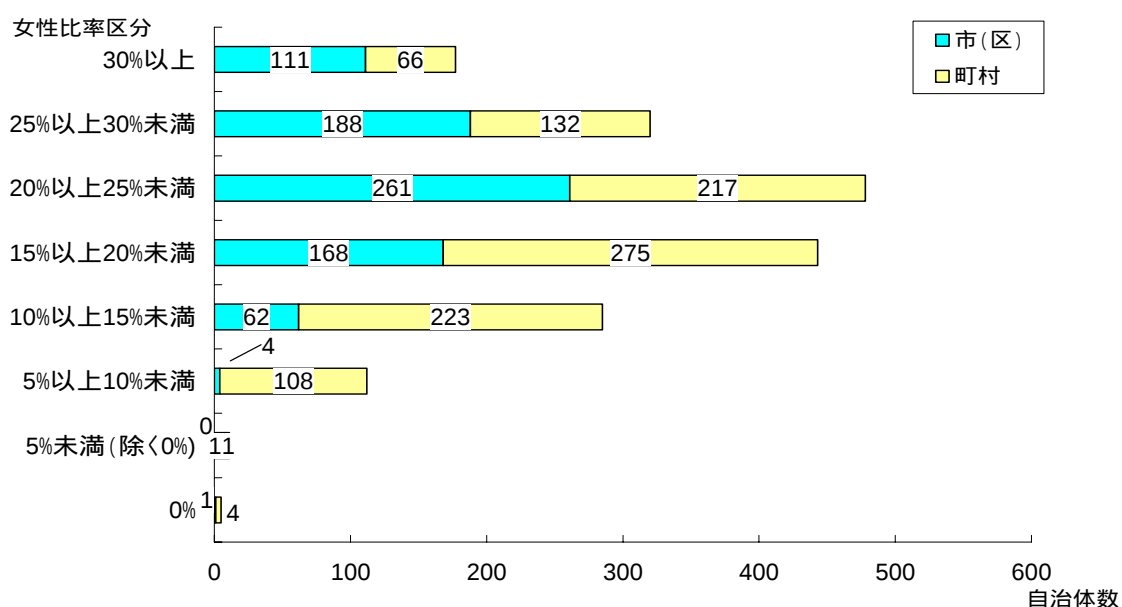


<参考> 審議会等委員の女性比率が33.3%を超えている都道府県・政令指定都市
 鳥取県(43.3%) 島根県(41.9%) 徳島県(40.3%) 宮崎県(37.8%) 愛媛県(36.3%)
 福岡県(35.7%) 岡山県(35.7%) 大阪府(34.2%) 高知県(33.8%)

全ての市(区)町村について、法律、政令及び条例により設置されている審議会等の女性比率についてみると、平均が22.5%であり、うち市(区)は24.2%、町村は19.1%となっている〔P18 集計表4-3〕。また、111市(区)及び66町村では30%を超えている一方、16市町村では女性委員がいないか5%未満となっている(図7)。

市(区)町村において、審議会等委員の登用目標を定めている自治体は全体の41.5%となっている。この内訳をみると市(区)では69.7%と高く、町村では19.7%にとどまっている。また、目標を設定している市(区)町村が80%以上の県がある一方で、20%未満の県もあるなど地域での取組に格差がみられる〔P18 集計表4-3〕。

図7 市(区)町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



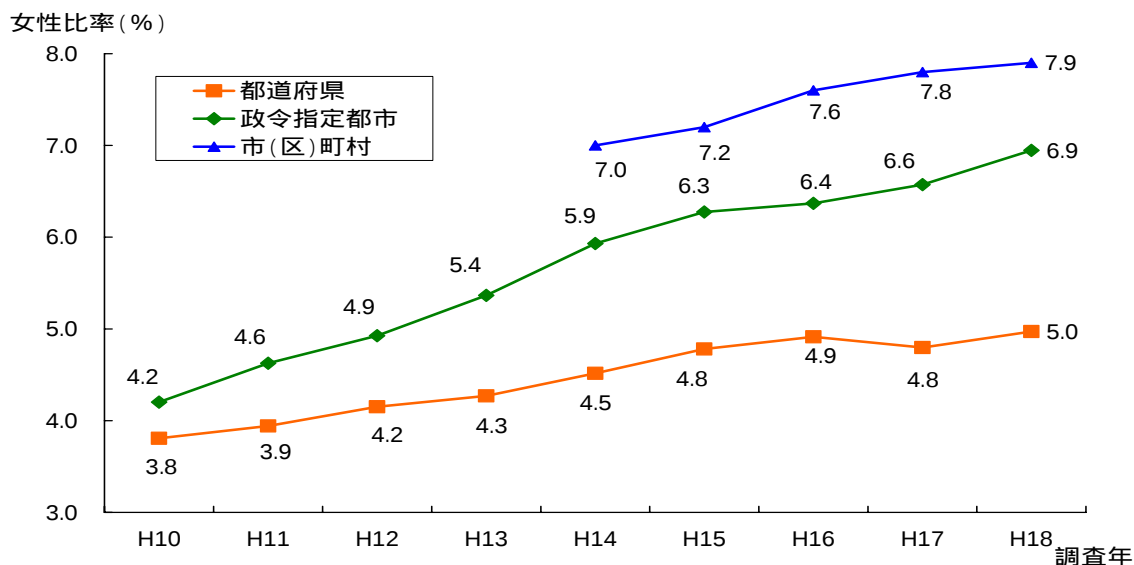
5．女性管理職の登用

都道府県、政令指定都市の管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率をみると、都道府県は平均５．０％、政令指定都市は平均６．９％となり緩やかに増加している（図８）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均３．９％に対して、支庁・地方事務所は平均７．１％とやや高くなっている〔P19 集計表５－１〕。

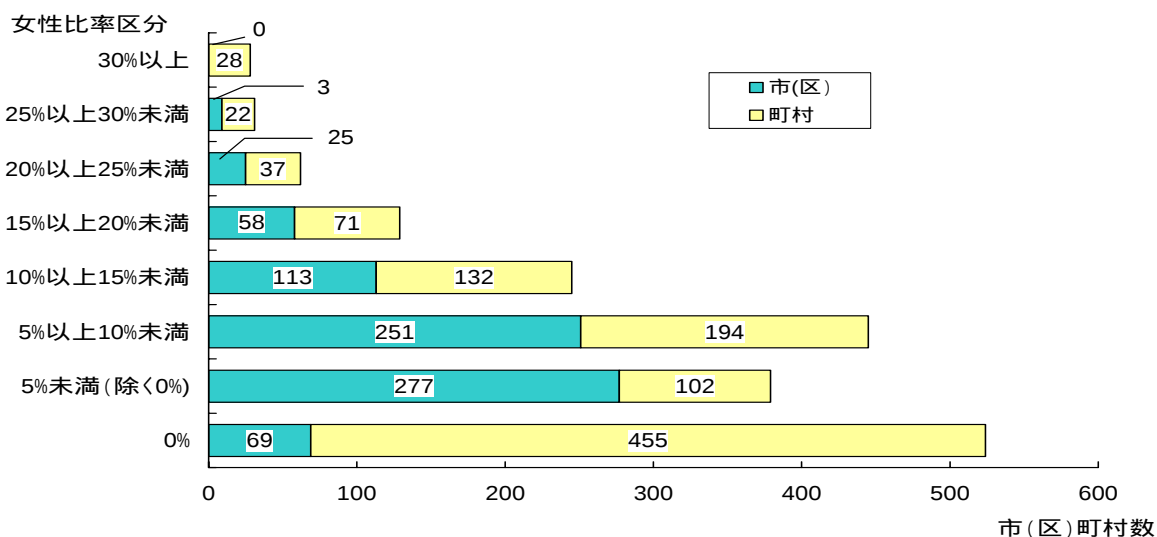
女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っている都道府県、政令指定都市は１６自治体となっている〔P20 集計表５－２〕。

図８ 都道府県・政令指定都市・市（区）町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率の推移



市（区）町村の管理職の女性比率についてみると、平均は７．９％であり、うち市（区）では７．９％、町村では８．１％となっている〔P21 集計表５－３〕。また、都道府県、政令指定都市ではほとんどなかった１０％を超える自治体が市（区）では１９９自治体、町村では２９０自治体ある。一方、女性管理職が１人もいない自治体が５２４自治体もあり、自治体間に大きな格差がみられる（図９）。

図９ 市（区）町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率



6 . 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

35 都道府県、12 政令指定都市では、職員を対象に、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会・研修会を実施している。また、41 都道府県、12 政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を組み入れている。さらに、ほとんどの自治体が国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修へ職員を派遣している〔P22 集計表 6〕。

7 . 男女共同参画・女性のための総合的な施設

42 都道府県、14 政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、調査研究、相談、交流促進事業等を行っている〔P23、P24 集計表 7 - 1、7 - 2〕。

市（区）町村についてみると、262 自治体において同施設が整備されており、地域の男女共同参画推進の拠点となっている〔P25 集計表 7 - 3〕。

8 . 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

18 都道府県、7 政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立している。実施している事業としては、男女共同参画・女性のための施設運営を行っている他、広報啓発、交流促進事業等を直接行っている〔P26 集計表 8〕。

9 . 平成 18 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県、政令指定都市の男女共同参画・女性に関係する平成 18 年度予算は、一部を除いて減少したところが多く、総額で約 107 億円となり、平成 17 年度の約 108 億円よりやや減少している〔P27 集計表 9〕。

11 . 平成 18 年度に予定している取組

（1）行事〔P28 集計表 10 - 1〕

平成 18 年度の行事として、9 割以上の都道府県、政令指定都市でフォーラム・シンポジウムの開催、人材育成研修や啓発講座、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動を予定している。その他、国際交流・海外派遣事業の実施などを予定している。

（2）男女共同参画・女性に関する広報、啓発、調査〔P29 集計表 10 - 2〕

全ての都道府県、政令指定都市においてホームページが開設されている他、広報誌等の発行や番組の提供により、地域において広く男女共同参画に関する情報提供が行われている。また、46 都道府県、8 政令指定都市において年次報告が作成されている。26 道府県、11 政令指定都市では男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定している。

12 . 自治体と民間団体（女性団体等）との連携

（1）自治体と民間団体の連携方法〔P30 集計表 11 - 1〕

都道府県、政令指定都市では、民間団体との連携を図るために、約 9 割が自治体からの情報提供、民間団体の組織化を行っている。この他多くの自治体において助成金の交付や意見交換会の開催、共催事業の実施等が行われている。

(2) 民間団体のネットワーク活動〔 P31 集計表 11 - 2 〕

4 2 都道府県、 1 1 政令指定都市では、民間団体のネットワークを組織している。これらのネットワークでは、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて、民間団体間の情報交換や交流活動を行っている。

1 3 . 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

1 0 3 の市（区）町村が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。このうち 7 1 自治体が男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している〔 P32 集計表 12 〕。

1 4 . 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

4 5 都道府県、全政令指定都市では、苦情の処理を行う体制が構築されている。処理体制が置かれるのは、県庁内が最も多くなっている〔 P33 集計表 13 〕。

(参考) 地方議会の女性議員

地方議員の女性比率は、緩やかに増加している。内訳をみると、都道府県議会は 7 . 2 %、市（区）議会は 1 1 . 0 % であり、そのうち政令指定都市は 1 6 . 3 % と高くなっている。一方、町村議会は 6 . 4 % にとどまっている〔 P35 参考 1 〕。

女性議員の割合別に議会の構成比をみると、都道府県議会、市（区）議会では、 5 % 以上 1 0 % 未満が最も多く、都道府県議会では全体の 4 2 . 6 %、市（区）議会では全体の 2 5 . 7 % となっている。一方、町村議会では女性議員がいない議会が全体の 4 0 . 0 % を占めている（図 10）。

図 10 地方議会における女性議員の割合の推移

